

**史料** 日ソ共同宣言 (1956年)

- 1 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される。
- 9 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、<sup>はほまい</sup>歯舞群島及び<sup>しこたんとう</sup>色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約<sup>\*</sup>が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

※平和条約は現在も締結されていない。

『日本史史料』5、歴史学研究会編、岩波書店、1997年

**史料** 日韓基本条約 (1965年)

- 第1条 <sup>ていやくこく</sup>両締約国間に外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節<sup>ちたい</sup>を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。
- 第2条 1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結<sup>ていけつ</sup>されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。
- 第3条 大韓民国政府は、国際連合総会決議第195号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一<sup>ゆいいつ</sup>の合法的な政府であることが確認される。

『日本外交主要文書』年表 第2巻、鹿島平和研究所編、原書房、1984年

**史料** 日中共同声明（1972年）

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。……

- 1 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常的な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。
- 2 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。
- 5 中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。

『日本史史料』5、歴史学研究会編、岩波書店、1997年

**史料** 沖縄返還協定（1971年）

第1条 1 アメリカ合衆国は、……琉球諸島及び大東諸島に関し、〔サンフランシスコ平和条約〕第3条の規定に基づくすべての権利及び利益を、この協定の効力発生の日から日本国のために放棄する。……

第3条 1 日本国は、〔日米新安全保障条約〕及びこれに関連する取極に従い、この協定の効力発生の日に、アメリカ合衆国に対し琉球諸島及び大東諸島における施設及び区域の使用を許す。〔 〕内は要約

●沖縄の米軍基地

